

News & Topics

確定申告

一宮税務署 0586-72-4331

確定申告相談会場のご案内

※入場には「入場整理券」が必要です

場所

一宮市尾西市民会館（一宮市東五城字大平裏43-1）

※尾州ファッショングセンターや、一宮市役所尾西庁舎ではありませんので、ご注意ください

期間

2月16日(月)～3月16日(月)

※土・日曜、祝日を除く。ただし3月1日(日)は開設

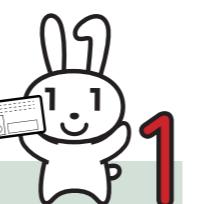
- 税務署が開設する確定申告相談会場では、ご自身のマイナンバーカードとスマートフォンを使用して申告を行います。マイナポータルアプリをインストールし、「マイナポータル」とe-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスを連携するなどの事前準備の上、以下を持参してください。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォン、マイナンバーカード

※マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書（数字4桁）と署名用電子証明書（英数字6桁～16桁））が必要なため、暗証番号の有効性と有効期限満了日の事前確認をお願いします

※マイナンバーカードの暗証番号は、コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定することができます



マイナポータル
連携方法など
詳しくはこちら



入場整理券の配布方法

- 国税庁公式LINEで事前に発行 ※詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
- 当日会場にて紙で配布 ※配布枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります

○入場時に、LINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面または「入場整理券（当日配布分）」を確認しますので、必ずお持ちください。

○「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、会場の状況によっては、指定時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。



▲国税庁
公式LINE

令和7年分確定申告は
マイナンバーカードとe-Taxでさらに便利

申告相談会場に出掛けなくても、自宅などから、パソコン・スマートフォンなどでe-Taxによる申告ができます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで青色申告決算書や収支内訳書の作成・送信が可能です。

所得税においては、マイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動入力されます。



▲確定申告書等
作成コーナー

e-Taxについて分からぬときは…

動画で操作方法を
確認



チャットボットで
相談



電話で相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901

※平日、午前9時～午後5時

市・県民税(簡易な確定申告)の申告会

市・県民税の申告が必要な方

課税課 32-1205 ID 3440

令和8年1月1日現在、稻沢市に住んでいて、令和7年中に次のいずれかに該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- 確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けたい
- 給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- 給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- その他の理由で所得を申告する

所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方、それらの方の被扶養者などは申告の必要はありません。

申告会を行います

※土・日曜、祝日を除く。会場が変更となる場合があります。詳しくは、ID 3611 で確認してください

会場	申告日程	税理士無料税務相談 日程
市役所大会議室	2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時30分～午後4時30分	2月16日(月)～3月6日(金) 午前9時30分～正午、 午後1時～4時
平和支所第2・第3会議室	2月16日(月)～25日(水) 午前9時30分～	
祖父江支所大・小会議室	3月6日(金)～16日(月) 午後4時	

主な持物
 税務署から送付された確定申告書・はがきなど
 申告者本人名義の口座番号が分かるもの
 源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類
 マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの

申告会は完全予約制となります。事前予約がない方は入場できません

※記載済みの申告書の検算や記載内容の確認依頼のために入場する場合も、予約が必要になりますのでご注意ください

予約期間 2月2日(月)午前9時30分～3月16日(月)

ネット予約
市ホームページ
ID 3440

電話予約
専用ダイヤル
32-2620

来庁予約
市役所大会議室

平日、午前9時～午後5時 ※2月2日(月)のみ午前9時30分～午後5時

※市・県民税申告のほか、簡易な確定申告に限り対応します
※申告の対応は申告会場のみとし、課税課窓口では行いません

混み合うことが予想されるため、できる限りネット予約をご利用ください

次に該当する場合は、市の申告会場では対応できないため、一宮税務署の確定申告相談会場（左ページ参照）を利用して下さい

- 死亡した方の分の申告
- 譲渡所得・分離課税の所得のある申告
- 暗号資産（仮想通貨）に関する所得の申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除
- 特定口座年間取引報告書を使った申告
- 青色申告
- 令和6年分以前の申告
- 雑損控除
- 繰越損失のある方
- 給与所得者で特定支出控除のある方
- 外国税額控除のある方
- 外国に被扶養のある方
- 贈与税、消費税
- 減価償却を定率法で行う方
- その他、内容によっては対応できない場合があります

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける場合は原則として、医療費控除の明細書の添付が必要となります。医療費控除のある方の申告は、「医療費控除の明細書」が完成している方のみ対応可能です。

事業・不動産所得のある方へ

収支内訳書が完成している方のみ対応可能です。作成方法など詳しくは、税務署などで確認してください。

e-Taxコーナーを増設します

自宅で申告する方法を学びたい方、年末調整済みの給与に医療費控除や寄付金控除を付け足したい方におすすめです。希望される方は市ホームページから予約をお願いします。

会場	日程
市役所大会議室	2月16日(月)～3月16日(月)、午前9時30分～午後5時 ※土・日曜、祝日を除く